

千葉県子育て支援館設置管理条例

平成18年9月21日

千葉県条例第40号

(設置)

第1条 本市は、乳幼児の健やかな育成を図るとともに、子育て家庭を支援するため、次のとおり千葉県子育て支援館（以下「支援館」という。）を設置する。

名 称	位 置
千葉県子育て支援館	千葉県中央区中央4丁目5番1号

(施設)

第2条 支援館の施設は、次のとおりとする。

- (1) プレイホール
- (2) 乳児室
- (3) 相談室
- (4) 情報コーナー
- (5) 多目的室

(事業)

第3条 支援館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 親子の遊びと交流の場の提供に関する事。
- (2) 子育てに関する相談に関する事。
- (3) 子育てに関する講座等の開催に関する事。
- (4) 子育てに関する情報の収集及び提供に関する事。
- (5) 子育て支援に係る関係機関との連携に関する事。
- (6) 子育ての相互援助活動の促進及び支援に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、支援館の設置目的を達成するために必要な事業

(休館日及び使用時間)

第4条 支援館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が支援館の管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

2 支援館の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 第1項ただし書の規定は、使用時間の変更について準用する。

（使用者の範囲）

第5条 支援館の施設を使用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 乳幼児（小学校就学前の者をいう。）及びその保護者

(2) 子育て支援に係る活動を行う者及び団体

(3) その他市長が適当と認める者

（指定管理者による管理）

第6条 支援館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（業務の範囲）

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(2) 次条に規定する使用の届出、第9条第1項に規定する使用の許可並びに第11条第1項及び第2項の規定による使用の制限等に関する業務

(3) 支援館の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

（使用の届出）

第8条 支援館の施設を使用しようとする者は、次条第1項の規定による場合を除き、指定管理者に届け出なければならない。

（使用の許可）

第9条 支援館の多目的室を専用使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、支援館の管理上必要があると認めるときは、前項の

許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 支援館の施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、支援館の管理上支障があると認めるとき。

(使用の制限等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援館の施設の使用を制限し、若しくは停止し、第9条第1項の許可を取り消し、又は支援館からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第9条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 前条第1号及び第2号に規定する使用不許可の事由が発生したとき。
- (4) 支援館の管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、支援館の管理上支障があると認めるとき。

2 指定管理者は、第9条第1項の許可を受けた者（次条において「使用者」という。）が同条第2項の規定により付した条件に違反したときは、前項の規定による処分をすることができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の指定の手続等)

第13条 市長は、指定管理者の指定をしようとする場合は、規則で定めるところにより、公募するものとする。

2 前項本文の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募を要しない。

3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、支援館を最も適切に管理することができることを認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用を確保するものであること。

(2) 支援館の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費を縮減するものであること。

(3) 支援館の管理を安定して行う能力を有すること。

(4) 支援館の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

5 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理の基準)

第14条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、支援館の管理を行わなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、支援館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第13条の規定は、公布の日から施行する。

(平成19年規則第9号で平成19年10月20日から施行)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。